

令和8年度えひめ障がい者eスポーツ交流促進事業実施要綱

(目的)

第1条 県は、年齢や性別、障がいの有無や程度に関わらず競い合い楽しめるeスポーツを障がい者に重点を置いて推進しており、モデル施設や地域拠点施設となる障がい者施設等による活動等を通じて、障がい者へeスポーツの普及促進を図ることで、障がい者の社会参加や障がいに対する理解を促進し、共生社会の実現を目指す。

(実施主体及び事業の委託)

第2条 この事業の実施主体は愛媛県、モデル施設及び地域拠点施設とする。ただし、事業の一部について、適切な事業運営が確保されると認められる事業者等に委託することができる。

(モデル施設及び地域拠点施設)

第3条 モデル施設は、県内の県立学校並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び地域活動支援センターのほか、障がい者のためにeスポーツの活用を企画する団体を対象とした公募を実施し、県が認定する。また、地域拠点施設は、モデル施設の中から県が指定する。

(実施内容)

第4条 モデル施設及び地域拠点施設は、障がい者へのeスポーツの普及拡大につながる活動を実施することとする。また、地域拠点施設が行うeスポーツ活動に協力するなど県と協働し、障がい者へのeスポーツ活動の更なる充実化に努めることとする。

(実施期間)

第5条 事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(機器の貸与)

第6条 県は、別記のとおり事業実施に必要な機器をモデル施設に貸与することとする。

(実績報告)

第7条 モデル施設及び地域拠点施設は、事業完了後、事業実績報告書(様式第1号)を知事に提出し、貸与した機器等を返却しなければならない。ただし、令和9年度もモデル施設として活動を実施する場合は、第二次貸与期間終了まで継続して使用することができる。

(指導監督)

第8条 知事は、事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(事業の取消し等)

第9条 知事は、モデル施設及び地域拠点施設が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の実施について、不正の行為があったとき。

附 則

この要綱は、令和8年3月9日から施行する。

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所： _____

団 体 名： _____

代表者氏名： _____ 印

令和8年度えひめ障がい者eスポーツ交流促進事業実績報告書

令和8年度えひめ障がい者eスポーツ交流促進事業の実績について、令和8年度えひめ障がい者eスポーツ交流促進事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実施内容
(活動人数)

(実施内容)

2 事業の成果

※「1 実施内容」には、活動実績（実施内容、参加人数等）を具体的に記載すること
※事業の実施状況がわかる写真を添付すること

◆紙文書または電子メールでの提出が可能です。

(1)紙文書での提出は押印が必要となります。

(2)電子メールで提出する場合は、下記の責任者及び担当者の欄に記載いただき、メール送信の際には、県の担当者及び県・貴団体双方の上席者を宛先として提出するようお願いいたします。

本件責任者（職氏名・メールアドレス）	
担当者（職氏名・メールアドレス）	